

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 美術・文学館課

不利益処分の内容	栃木市立美術館撮影等承認・観覧料減免承認・撮影等料減免承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市立美術館条例施行規則第6条	
処分基準	根拠条項	栃木市立美術館条例施行規則第6条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>○承認の取消し（栃木市立美術館条例施行規則）</p> <p>第6条 教育委員会は、第4条又は前条の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その利用を停止し、又は承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。</p> <p>(3) 承認の条件又は美術館職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) その他管理運営上特に必要があるとき。</p>